

緊急輸送道路沿道樹木の管理に関する協定書

土地所有者または土地所有者代表 _____ (以下「甲」という。)と千葉市 (以下「乙」という。)とは、千葉市緊急輸送道路沿道樹木の管理に関する要綱 (以下「要綱」という。)の規定に基づき、次のとおり緊急輸送道路沿道樹木の管理に関する協定 (以下「協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、要綱第4条に規定する緊急輸送道路沿道樹木の管理区域内の土地について、樹木の適正管理を促すことにより、緊急輸送道路の円滑な通行を確保することを目的とする。

(管理区域)

第2条 協定の目的となる土地 (以下「当該土地」という。)は、次のとおりとする。

所在地 _____

(協定期間)

第3条 当該土地の協定期間は、_____年 月 日から_____年3月31日までの期間とする。

2 前項の規定による協定期間が満了する日の3月前までに、甲乙のいずれから本協定を更新しない旨の申し出をしなかった場合には、引き続き1年間、同一内容をもって協定が更新され、以降も同様とする。

(奨励金)

第4条 乙は、当該土地における維持管理への協力に対して、要綱第5条第2項に規定する対象樹木の伐採について、毎年度予算の範囲内で甲に奨励金を交付することができる。

2 前項に規定する奨励金の交付額及び奨励金限度額は、次のとおりとする。

対象樹木の規格		1本あたり 奨励金額	道路に越境している 場合の1本あたり 奨励金額	申請1件あたり 奨励金限度額
サイズ小	幹周が60cm以上 120cm未満の場合	100千円	50千円	300千円
サイズ中	幹周が120cm以上 180cm未満の場合	150千円	100千円	
サイズ大	幹周が180cm以上 の場合	200千円	150千円	

算出方法

対象樹木毎、規格に応じて定めた1本あたり奨励金額により算出し、総和を奨励金額とする。ただし、奨励金限度額以内とする。

【算出例】

奨励金対象樹木、サイズ小が2本、サイズ大の道路に越境している樹木が1本の場合

$(2本 \times 100千円) + (1本 \times 150千円) = 350千円$

ただし、上限金額を超えるため300千円が奨励金額となる。

(維持管理)

第5条 甲は、当該土地における樹木等が道路区域に支障をきたすことがないように、適正な維持管理を行うこと。

2 乙は、パトロール等により当該土地の樹木等が道路区域に支障をきたしていることを発見した場合は、甲に適正な維持管理を促すこと。

(協定の解除等)

第6条 乙は、協定締結後において次の各号のいずれかに該当するときは、協定期間満了前であっても協定を解除し、又は協定の内容を変更することができる。

(1) 甲がこの協定に定める義務を履行しないとき。

(2) 前条の規定による協議の結果、協定を継続することが困難であると認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず甲乙双方が予見し得ないやむを得ない事態が生じたときは、協定期間満了前であっても、協議の上、契約を解除し、又はその一部を変更することができる。

(その他)

第7条 甲及び乙は、この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定の履行に関して必要な事項が生じたときには速やかに協議し、協定の本旨に則って解決に当たるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 土地所有者または土地所有者代表
住所

氏名

乙 千葉市中央区千葉港1番1号
道路管理者
千葉市
千葉市長

緊急輸送道路沿道樹木伐採奨励金交付申請書

(あて先) 道路管理者
千葉市
千葉市長

申請者 住 所
氏 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも本人(申請者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号 ()

連絡先電子メールアドレス

@

緊急輸送道路沿道樹木伐採奨励金の交付を受けたいので、千葉市緊急輸送道路沿道樹木の管理に関する要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

作業箇所	千葉市		
土地所有者	住 所		
	氏 名		
予定奨励金額	サイズ小	本	円
	サイズ小(越境樹木)	本	円
	サイズ中	本	円
	サイズ中(越境樹木)	本	円
	サイズ大	本	円
	サイズ大(越境樹木)	本	円
	合 計	本	合 計 円
予定作業期間	許可を受けた日から 年 月 日まで		
□にチェック	<input type="checkbox"/> 市職員が危険木の調査及び敷地内への立ち入りを行うことに同意します。 <input type="checkbox"/> 申請者が要綱第6条に該当すること及び要綱第6条の2に抵触しないことを誓約します。 ※全てにチェックが入らない場合は不承認となります。		

【添付書類】

- 1 位置図
 - 2 作業前の現場写真
 - 3 申請者と土地所有者が異なる場合や土地所有者及び使用収益権者等の土地の権利者が複数人いる場合は、権利者の承諾書(様式第2号)及び土地所有者または土地所有者代表の誓約書(様式第3号)
 - 4 公図及び登記簿謄本等の土地の権利者がわかる資料(公図には対象樹木の位置を記載)
 - 5 管理協定未締結の場合は、記名押印した協定書2通
- ※ 必要に応じて他の書類を提出していただく場合があります。

権利者の承諾書

申請者 様

権利者 住 所
氏 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも本人(権利者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

電 話 ()
連絡先電子メールアドレス
@

私が権利を有する下記の土地について、緊急輸送道路沿道樹木の管理に関する協定書の締結及び協定に基づく樹木伐採の実施を承諾いたします。

なお、土地の権利を他人に譲渡する場合は、当該条件をすべて譲受人に承継します。

土地の所在及び地番	権利の種別	摘 要 (持ち分等)
千葉市 区		

誓 約 書

(あて先) 千葉市長

土地所有者または
土地所有者代表 住 所
氏 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも本人(土地所有者または土地所有者代表)が手書きしない場合は、
記名押印してください。

電 話 ()
連絡先電子メールアドレス
@

このたび締結する緊急輸送道路沿道樹木の管理に関する協定書及び緊急輸送道路沿道樹木伐採奨励金交付申請書に関する土地関係諸権利については、一切私が責任をもって処理いたします。

申請者 住所
氏名 様

緊急輸送道路沿道樹木伐採奨励金交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった緊急輸送道路沿道樹木伐採奨励金について次のとおり交付決定をしたので、千葉市緊急輸送道路沿道樹木の管理に関する要綱第9条第2項の規定により通知します。

年 月 日

道路管理者
千葉市
千葉市長

	対象樹木本数	奨励金額合計	備考
奨励金の交付 決定額	サイズ小 本 サイズ小 (越境樹木) 本 サイズ中 本 サイズ中 (越境樹木) 本 サイズ大 本 サイズ大 (越境樹木) 本	円	
交付条件	1 事業の内容、又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 2 事業を中止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 3 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合にはすみやかに市長に報告し、その指示を受けること。 4 この交付決定に対し不服がある場合は、この通知書受理の日の翌日から起算して7日以内に文書をもって申請の取下げをすることができます。 5 千葉市緊急輸送道路沿道樹木の管理に関する要綱を遵守すること。		

申請者 住所
氏名 様

緊急輸送道路沿道樹木伐採奨励金不承認通知書

年 月 日付け申請のあった緊急輸送道路沿道樹木伐採奨励金について、次のとおり不承認となりましたので千葉市緊急輸送道路沿道樹木の管理に関する要綱第9条第2項の規定により通知します。

年 月 日

道路管理者
千葉市
千葉市長

条件又は理由	
--------	--

年 月 日

着 手 届

(あて先) 道路管理者
千葉市
千葉市長

申請者 住 所
氏 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも本人(申請者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号 ()
連絡先電子メールアドレス
@

年 月 日付け 千建 第 号による奨励金の交付決定について、次のとおり着手しますので、千葉市緊急輸送道路沿道樹木の管理に関する要綱第9条第4項の規定により届け出ます。

施 工 箇 所	千葉市
奨 励 金 交 付 決 定 額	円
着 工 年 月 日	年 月 日
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
※この欄は記入不要 上記のとおり相違なく着工したことを確認する。 年 月 日 着工確認者職氏名	

緊急輸送道路沿道樹木伐採内容変更・中止届出書

(あて先) 道路管理者
 千葉市
 千葉市長

申請者 住 所
 氏 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
 法人以外でも本人(申請者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号 ()
 連絡先電子メールアドレス
 @

年 月 日付け 千建 第 号による奨励金の交付決定について次のとおり(変更・中止)したいので、承認されますよう千葉市緊急輸送道路沿道樹木の管理に関する要綱第10条第1項の規定により届け出ます。

		対象樹木数量	奨励金額	備考
事業内容	変更前	サイズ小 本	合計 円	
		サイズ小(越境樹木) 本		
		サイズ中 本		
		サイズ中(越境樹木) 本		
		サイズ大 本		
		サイズ大(越境樹木) 本		
	変更後	サイズ小 本	合計 円	
		サイズ小(越境樹木) 本		
		サイズ中 本		
		サイズ中(越境樹木) 本		
		サイズ大 本		
		サイズ大(越境樹木) 本		
工期	変更前	年 月 日		
	変更後	年 月 日		
(変更・中止)の理由				
添付書類		1 2		

申請者 住所
氏名 様

緊急輸送道路沿道樹木伐採奨励金交付変更・中止決定通知書

年 月 日付け申請のあった緊急輸送道路沿道樹木伐採奨励金について次のとおり（変更・中止）交付決定をしたので、千葉市緊急輸送道路沿道樹木の管理に関する要綱第10条第2項の規定により通知します。

年 月 日

道路管理者
千葉市
千葉市長

		奨励金額	備考
奨励金の変更 交付決定額	変更前	円	
	変更後	円	
交付条件	<ol style="list-style-type: none">1 事業の内容、又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。2 事業を中止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。3 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合にはすみやかに市長に報告して、その指示を受けること。4 この交付決定に対し不服がある場合は、この通知書受理の日の翌日から起算して7日以内に文書をもって申請の取下げをすることができます。5 千葉市緊急輸送道路沿道樹木の管理に関する要綱を遵守すること。		

緊急輸送道路沿道樹木伐採完了報告書

(あて先)道路管理者
千葉市
千葉市長

申請者 住 所
氏 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも本人(申請者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号 ()

連絡先電子メールアドレス

@

樹木伐採が完了したので千葉市緊急輸送道路沿道樹木の管理に関する要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

奨励金額	円
作業完了年月日	年 月 日

【添付書類】

作業後の現場写真

※ 必要に応じて他の書類を提出していただく場合があります。

報 告 書

検査の結果、上記のとおり相違なく完了したことを確認する。

年 月 日

検査員職氏名

立会人職氏名

申請者 住所
氏名 様

緊急輸送道路沿道樹木伐採奨励金額確定通知書

年 月 日付け緊急輸送道路沿道樹木伐採完了報告書により、緊急輸送道路沿道樹木伐採奨励金額を次のとおり確定したので、千葉市緊急輸送道路沿道樹木
管理に関する要綱第12条第2項の規定により通知します。

年 月 日

道路管理者
千葉市
千葉市長

	奨励金額	備考
奨励金の交付 確定額	円	

緊急輸送道路沿道樹木伐採奨励金請求書

(あて先) 道路管理者
千葉市
千葉市長

申請者 住 所
氏 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも本人(申請者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号 ()

連絡先電子メールアドレス

@

年 月 日付け 千建 第 号緊急輸送道路沿道樹木伐採奨励金額確定通知書により確定した奨励金の交付について、千葉市緊急輸送道路沿道樹木の管理に関する要綱第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

奨励金の確定額		円
交付請求額		円
添付書類	1 緊急輸送道路沿道樹木伐採奨励金交付決定通知書の写し (様式第 4 号) 2 緊急輸送道路沿道樹木伐採奨励金額確定通知書の写し (様式第 1 0 号) 3 その他	

申請者 住所
氏名 様

緊急輸送道路沿道樹木伐採奨励金交付決定取消通知書

年 月 日付け 千建 第 号により通知した緊急輸送道路沿道樹木伐採奨励金交付決定の(全部・一部)を次のとおり取り消したので、千葉市緊急輸送道路沿道樹木の管理に関する要綱第15条の規定により通知します。

年 月 日

道路管理者
千葉市
千葉市長

奨励金の交付決定額	円
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
取 消 の 理 由	

申請者 住所
氏名 様

緊急輸送道路沿道樹木伐採奨励金返還命令書

年 月 日付け 千建 第 号により緊急輸送道路沿道樹木伐採奨励金額が確定し、既に交付した奨励金額の(全部・一部)について、千葉市緊急輸送道路沿道樹木の管理に関する要綱第16条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

年 月 日

道路管理者
千葉市
千葉市長

奨励金の交付決定額		円
奨励金の既交付額	年 月 日交付	円
奨励金の交付確定額		円
返還すべき金額		円
返還期限	年 月 日まで	
返還を命ずる理由		
返還方法		